

令和7年度「未来を担う子どもたちへの支援事業」概要

諏訪市 健康福祉部こども課
セイコーエプソン株式会社

事業の申請にあたりましては、この資料全てをご確認いただきました上で、提出をお願いします。

申請受付期間:令和7年8月22日(金)～令和7年9月24日(水)まで

1 趣旨

物価上昇や世界情勢の激変などによる経済状況の悪化などから、日本ではおよそ6～7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われています。特にひとり親家庭やヤングケアラーなどにおける教育や生活の安定に向けたサポートが必要な状態です。

そこで、セイコーエプソンと連携し、市内の子どもの教育や生活の安定・向上のために活動を行う団体を支援し、地域の社会課題解決へ一緒になって取り組みます。

2 活動支援金の要件

(1)対象団体

次のいずれにも該当する者であること。

- ①主に諏訪市内で活動し、かつ本事業の活動対象地域が諏訪市内である非営利団体
※事業所の所在地は問わないが、諏訪市内を対象とする施策であること
- ②法人格の有無や法人の種類、団体の規模は問わないが、団体として継続性(継続計画)があること
- ③子ども子育て等への支援を展開し、子どもの貧困問題解決につながる持続可能な活動アイデア・プランを有すること
- ④未来を担う子どもたちへの支援事業実施に関する覚書の締結、活動報告書の提出などに同意すること
- ⑤活動支援金の助成終了後は、団体による自主財源等による自立した運営の継続を基本とすること(採択されたことにより、活動支援金の助成終了後もセイコーエプソンや諏訪市がさらなる支援を保障するものではない)

(2)対象外団体

次のいずれにも該当しない者であること。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例(平成24年諏訪市条例第20号)第6条第1項に規定する暴力団関係者又は警察から排除の要請のある者
- ②宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体又は宗教上の組織
- ③政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ④その他、選定委員会が不適切と判断する者

(3)対象事業

- ①ひとり親家庭、児童養護、ヤングケアラーなどの困難を抱える子どもやその家庭等に対して、教育や生活の安定・向上を図る各種支援活動(学習支援、食の支援、子どもの居場所、保護者や子どもの就労支援、ボランティア育成支援、相談支援など)を展開するもの
- ②活動は、活動期間を通じて行うもの、期間中に行う単発の活動、いずれでも可能
- ③活動期間は最長 3 年間(活動支援金を受けられる回数)とする
※活動期間が複数年に及ぶ場合は、1 年ごとに応募、審査、覚書締結、活動支援金の支給、活動報告を行うこと

(4)対象経費・対象外経費

- ①対象事業を展開するために要する経費。ただし選定委員会が適当でないと判断した経費は除く
- ②団体内の親睦に係る食糧費については対象外
- ③活動支援金は、他の補助金等との重複は可能。ただし、他の補助金等において、受給要件に「他の補助金等と重複しない経費であること」とされていることがあるため、本活動支援金を受給することにより支障がないよう十分確認すること

(5)活動支援金(寄附)

- ①セイコーエプソンより直接団体指定の口座へ寄附として支払い(前払い)
- ②活動支援金は、原則、覚書締結(2 者)から 4 週間以内に支給
- ③活動期間は最長 3 年間(=活動支援金を受けられる回数は、1 団体につき 3 回を限度とする)
- ④1 年ごとに団体を募集するため、毎年応募のうえ、審査を受けること。そのため、1 年目が採択された場合であっても、2 年目、3 年目の支給を確約するものではない
- ⑤単年につき 1 団体あたり 100 万円を限度に支給
- ⑥支援する活動は最大 10 件/年度を限度

3 交付の決定

(1)選考方法

- ①予算書、活動等の内容を含めた申請書、実施計画書による書類審査を基本とし、内容によってはプレゼン審査を伴う
- ②審査に先立ち応募内容を確認するため、必要に応じて事務局による電話やメール、面談、実地検査などのヒアリングを行なう場合がある
- ③選定委員会(1 次審査)、寄附審議会(2 次審査)を経て選考を行う。各審査結果は通知による。

(2)選考基準

- ①子どもの貧困問題解決につながる新たな取り組み、または取り組んでいる活動の深化
- ②効果的、持続可能な活動であるか
- ③「誰一人取り残さない」「パートナーシップ」等、SDGs の理念を踏まえているか
- ④活動の目標を明確に設定し、実現性があるか
- ⑤適切な運営がなされている団体であるか

4 提出書類

書類一式を、メール又は書面にて諏訪市こども課へ提出すること。

【交付申請書提出時】

- 未来を担う子どもたちへの支援事業活動支援金交付申請書(様式第 1-1 号)
- 未来を担う子どもたちへの支援事業実施計画書(様式第 1-2 号)
- その他、必要な関係書類
 - 【現在実施している事業を翌年度も継続して申請する場合】
 - ・現在実施している事業の進捗状況のわかる書類
(任意様式 これまで行った、支援金を利用した活動内容、支出金額のわかるもの
様式第 2-2 号の代用も可)
 - 【ハード事業に係る関係書類 例】
 - ・設計図面として、事業場所を示す位置図、平面・構造・意匠図等(出来上がりのイメージ、色彩、素材等がわかるように)
 - ・現況写真として、事業前の事業予定現場を写した写真
 - ・事業を発注する場合は見積書
 - ・事業実施にあたり関係行政庁等の許可等を要する場合は、その許可書等
 - ・土地及び建物の所有その他の利害関係を有する者より、事業実施の承諾を得ている
ことがわかるもの

【実績報告書提出時】

- 未来を担う子どもたちへの支援事業活動支援金実績報告書(様式第 2-1 号)
- 未来を担う子どもたちへの支援事業活動支援金実施報告書(様式第 2-2 号)
- その他、必要な関係書類
 - ・支援金対象経費に係る全ての請求書、領収書(レシート)などの写し
※請求書、領収書の宛名は(団体名)としてください。
 - ・事業実施前、事業実施中及び事業完了後の写真 など
※ハード事業で備品(物品)等を購入した場合には、購入した備品(物品)全ての写真が必要です。

5 活動報告

- ①活動完了後、60 日以内に収支決算書、写真等を含めた実績報告書を提出すること
※活動期間が複数年に及ぶ場合は、1 年ごとに中間の実績報告書を提出すること
- ②原則、活動報告会にて、活動内容をプレゼンすること
※活動期間が複数年に及ぶ場合は、1 年ごとに中間のプレゼンをすること

6 留意事項

- 事業の実施にあたり、土地及び建物の所有者等権利関係を有する者から書面等で事業実施について確実に承諾を得てください。
- ハード事業の実施にあたり、構造物などの設置及び施工等の内容は、法令、条例等に適合していなくてはなりません。
- ハード事業の実施にあたり、関係行政庁の許可等を要する場合は、申請時においてその許可権者との協議が整っていることが必要です。なお、関係手続きは申請者において行うこととなります。

7 スケジュール

- ①応募期間: 令和7年8月 22日(金)～令和7年9月24日(水)まで
 - ②事務局ヒアリング: 10 月上旬予定
 - ③選考委員会(一次審査): 11 月上旬予定
 - ④セイコーエプソン社内審議(二次審査): 11 月下旬予定
 - ⑤交付決定: 12月内予定
- 事業開始: 令和8年4月 1 日(水)～令和9年3月 31 日(水)まで

8 その他

- 令和8年度以降の募集については、対象事業・選考方法等について見直しを予定しています。詳細についてはあらためてご案内いたします。

問い合わせ・申請先

提出先 諏訪市 健康福祉部 こども課 子育て支援係
〒392-8511 諏訪市高島一丁目 22 番 30 号
TEL 52-4141(内線448) FAX 57-2246
E-MAIL kodomo@city.suwa.lg.jp

提出書類 申請書などの様式は、窓口でお渡しできます。また市HPからも取得できます。
サイト内検索で「未来を担う子どもたちへの支援事業」で検索してください。